



岐阜市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び岐阜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 5 月 18 日

岐阜市長

柴橋正道

岐阜市規則第 43 号

岐阜市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び岐阜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(岐阜市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 岐阜市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年岐阜市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 条例第13条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、他の地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(23) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 条例第13条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u>として国会、裁判所、他の地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(23) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

(岐阜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 岐阜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年岐阜市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(特別休暇)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合における特別休暇は、有給とし、その期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>、<u>被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(20) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合における特別休暇は、有給とし、その期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき <u>必要と認められる期間</u></p> <p>(3)～(20) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。